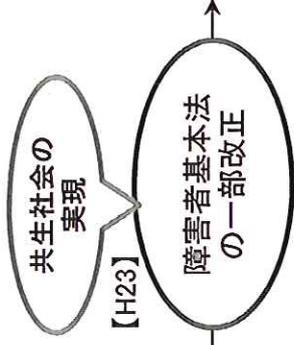
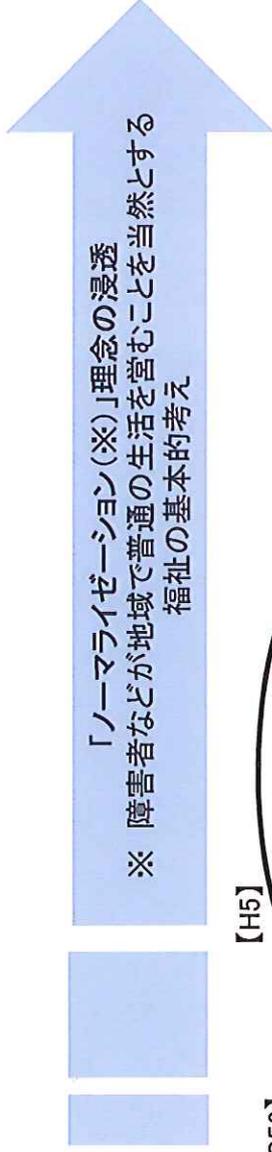
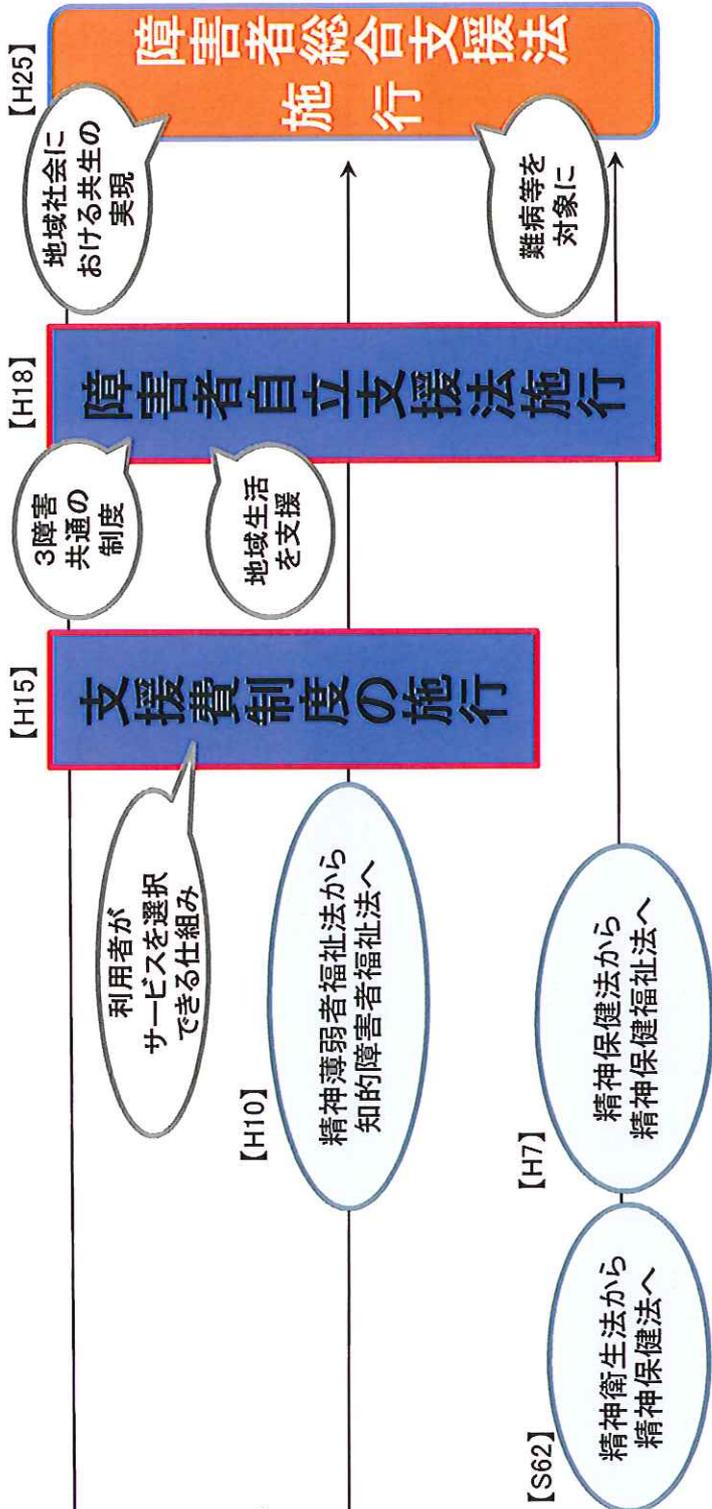
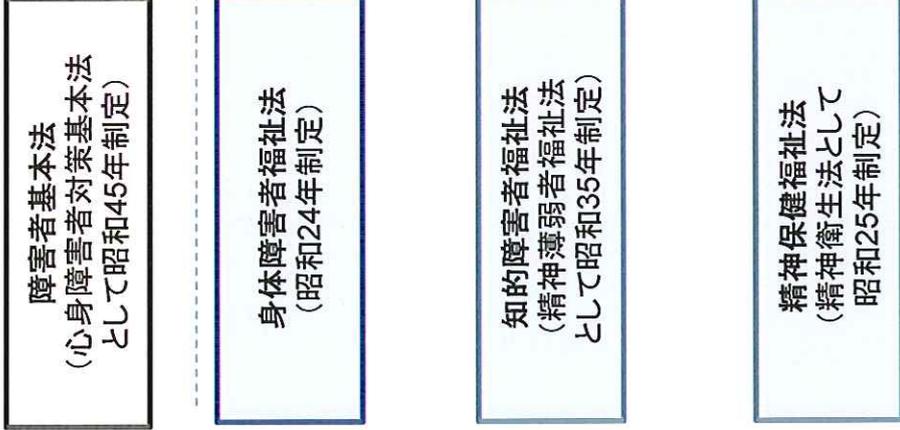


I 障害福祉施策のこれまでの経緯について

障害福祉施策の歴史



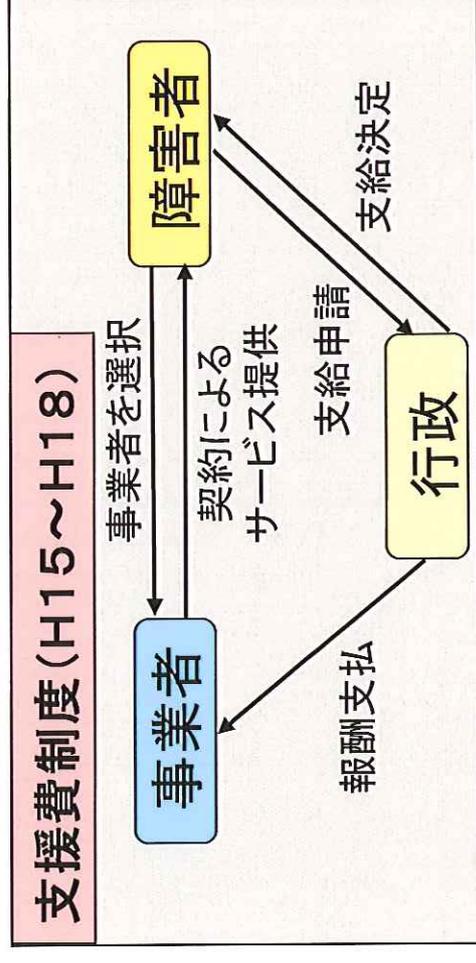
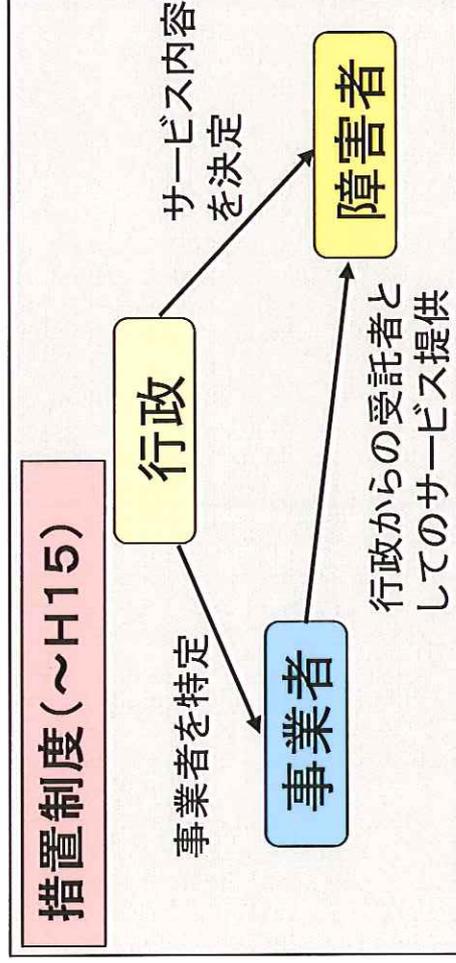
【S56】 “国際障害者年” 完全参加と平等 “



措置制度から支援費制度へ(H15)

支援費制度の意義

- 多様化・増大化する障害福祉ニーズへの対応
- 利用者の立場に立った制度構築



<措置制度>

- 行政がサービス内容を決定
- 行政が事業者を特定
- 事業者が行政からの受託者としてサービス提供

<支援費制度>

- 障害者の自己決定を尊重 (サービス利用意向)
- 事業者と利用者が対等
- 契約によるサービス利用

「平成18年障害者自立支援法」のポイント

法律による改革

障害者施策を3障害一元化

制定前

- ・3障害ばらばらの制度体系
(精神障害者は支援費制度の対象外)
- ・実施主体は都道府県、市町村に二分化

- 3障害の制度格差を解消し、精神障害者を対象に
- 市町村に実施主体を一元化し、都道府県はこれをバックアップ

利用者本位のサービス体系に再編

制定前

- ・障害種別ごとに複雑な施設・事業体系
- ・入所期間の長期化などにより、本来の施設目的と利用者の実態とが乖離

- 33種類に分かれた施設体系を再編し、日中活動支援と夜間の居住支援を分離あわせて、「地域生活支援」「就労支援」のための事業や重度の障害者を対象としたサービスを創設
- 規制緩和を進め既存の社会資源を活用

就労支援の抜本的強化

制定前

- ・養護学校卒業者の55%は福祉施設に入所
- ・就労を理由とする施設退所者はわずか1%

- 新たな就労支援事業を創設
- 雇用施策との連携を強化

支給決定の透明化、明確化

制定前

- ・全国共通の利用ルール(支援の必要度を判定する客観的基準)がない
- ・支給決定のプロセスが不透明

- 支援の必要度に関する客観的な尺度(障害程度区分)を導入
- 審査会の意見聴取など支給決定プロセスを透明化

安定的な財源の確保

制定前

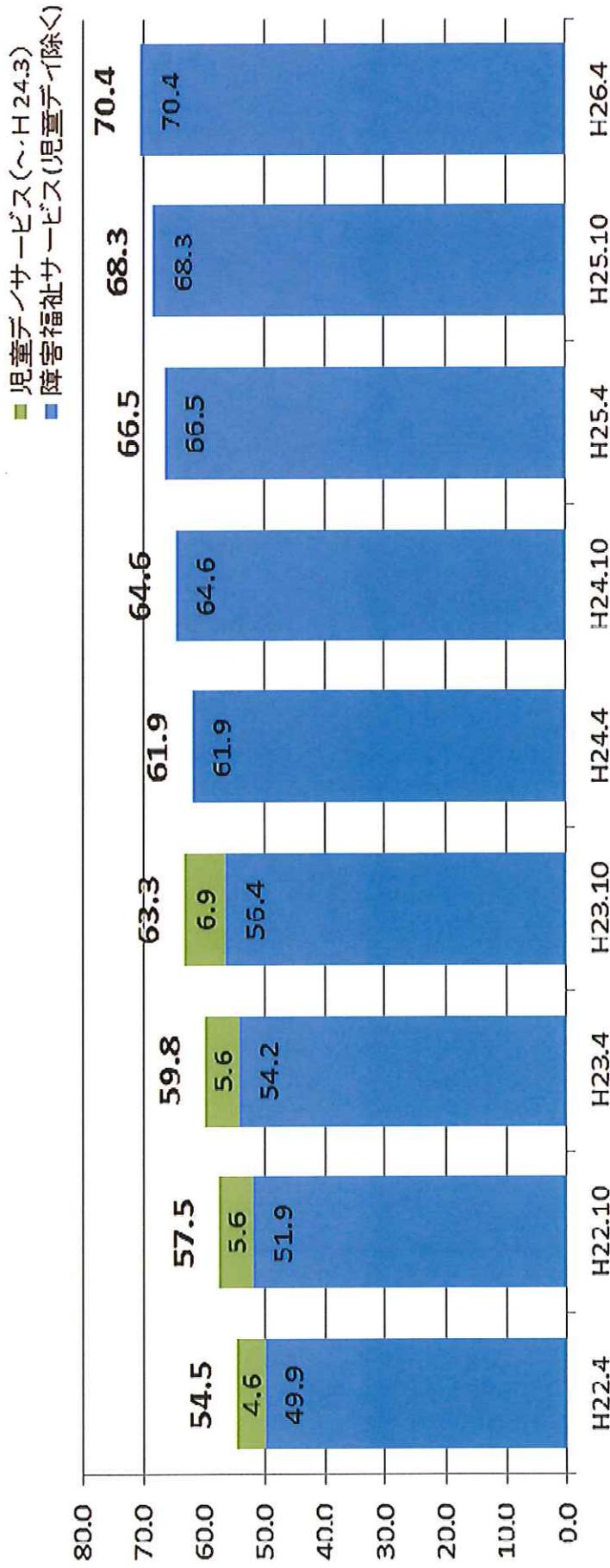
- ・新規利用者は急増する見込み
- ・不確実な国の費用負担の仕組み

- 国の費用負担の責任を強化(費用の1/2を負担)
- 利用者も応分の費用を負担し、皆で支える仕組みに

自立と共生の社会を実現
障害者が地域で暮らせる社会に

3障害一元化による制度格差の解消・実利用者数の推移

平成25年4月から平成26年4月にかけて障害福祉サービス利用者数全体で5.9%増加している。一方、精神障害者の利用者数は13.2%の増加となっている。



○平成25年4月→平成26年4月の伸び率(年率)..... 5.9%

(26年2月の利用者数)

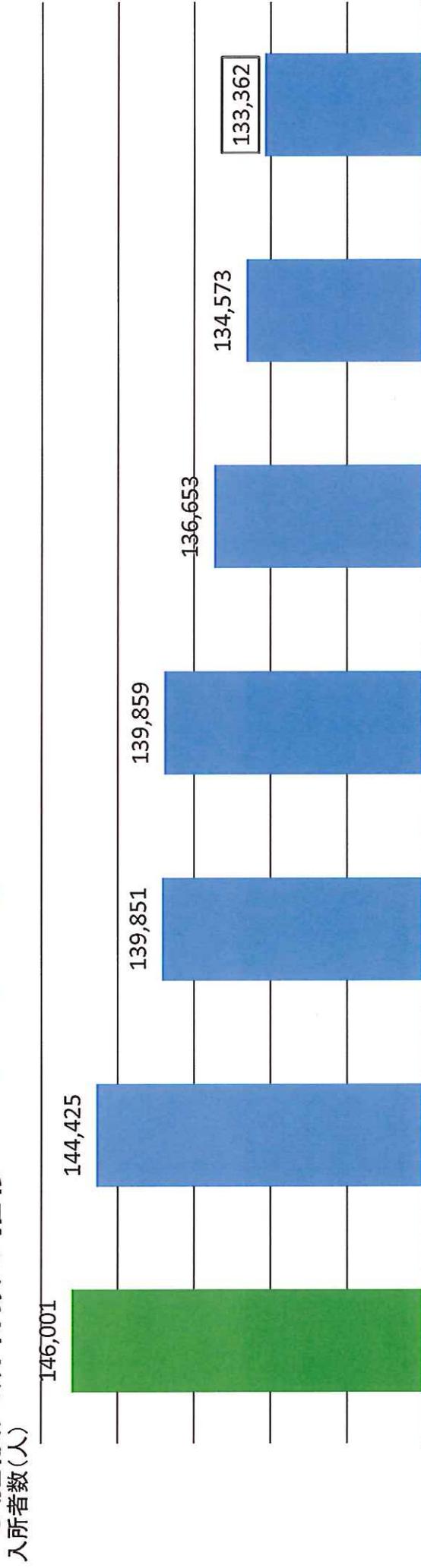
このうち	身体障害者の伸び率.....	3.6%	身体障害者.....	20.0万人
	知的障害者の伸び率.....	4.3%	知的障害者.....	34.1万人
	精神障害者の伸び率.....	13.2%	精神障害者.....	14.6万人
			難病等対象者...	0.08万人
				(812人)

施設等から地域への移行の推進

入所施設の利用者数は、障害者自立支援法前から着実に減少している。
ケアホーム・グループホーム利用者は着実に増加している。

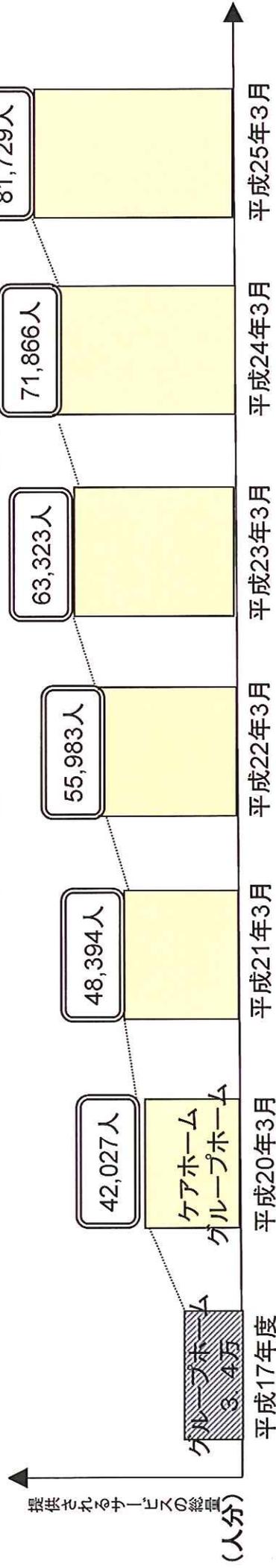
○施設入所者数の推移

出典：国保連データ速報値等



○ケアホーム・グループホームの利用者数の推移

出典：国保連データ速報値等



(人分)
提供されるサービスの総量

障害保健福祉施策のこれまでの経緯

障害者総合支援法関係

- 平成18年 4月:「障害者自立支援法」の一部施行(同年10月に完全施行)
- 12月:法の円滑な運営のための特別対策
(①利用者負担の更なる軽減 ②事業者に対する激変緩和措置 ③新法移行のための経過措置)
- 平成19年 12月:障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置
(①利用者負担の見直し ②事業者の経営基盤の強化 ③グループホーム等の整備促進)
- 平成20年 12月:社会保障審議会障害者部会報告の取りまとめ
- 平成21年 3月:「障害者自立支援法等改正法案」国会提出(→7月の衆議院解散に伴い廃案)
- 9月:連立政権合意における障害者自立支援法の廃止の方針

- 平成22年 1月:厚生労働省と障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団との基本合意
障がい者制度改革推進会議において議論開始
- 4月:低所得者の障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料化
障がい者制度改革推進会議総合福祉部会において議論開始
- 6月:「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」(閣議決定)
- 12月:「障害者自立支援法等改正法」(議員立法)が成立(平成24年4月に完全施行)

- 平成23年 8月:「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」取りまとめ
- 平成24年 6月:「障害者総合支援法」が成立(平成25年4月(一部、平成26年4月)に施行)
- 平成25年 4月:基本理念の追加、障害者の範囲の見直し等について施行



その他障害者関連施策の動き

- 4月:「障害者雇用促進法改正法」の施行
- 10月:「精神保健福祉法」の施行
- 12月:国連総会本会議で「障害者権利条約」が採択
- 9月:「障害者権利条約」へ署名
- 11月:「身体障害者補助犬法改正法」の成立
(平成20年10月に施行)
- 12月:「障害者雇用促進法改正法」が成立
(平成21年4月に施行(一部、段階施行あり))
- 平成22年 6月:「障害者虐待防止法」(議員立法)が成立
(平成24年10月に施行)
- 7月:「障害者基本法改正法」が成立(同年8月に施行)
- 6月:「障害者優先調達推進法」(議員立法)が成立
(平成25年4月に施行)
- 平成25年 6月:「精神保健福祉法改正法」が成立
(平成26年4月(一部、平成28年4月)に施行予定)
- 「障害者差別解消法」が成立
(平成28年4月に施行予定)
- 「障害者雇用促進法改正法」が成立
(平成28年4月(一部、平成30年4月)に施行予定)
- 平成26年 1月:「障害者権利条約」を批准

障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言(概要)

障害者総合福祉法の6つのポイント

1. 障害のない市民との平等と公平
2. 谷間や空白の解消
3. 格差の是正
4. 放置できない社会問題の解決
5. 本人のニーズにあった支援サービス
6. 安定した予算の確保

I. 障害者総合福祉法の骨格提言

1. 法の理念・目的・範囲

- ・障害の有無によって分け隔てられない共生社会を実現する。
- ・保護の対象から権利の主体への転換と、医学モデルから社会モデルへの障害概念の転換。
- ・地域で自立した生活を営む権利。

4. 支援(サービス)体系

- ・障害者権利条約を踏まえ、障害者本人が主体となって、地域生活が可能となる支援体系の構築。
- ・「全国共通の仕組みで提供される支援」と「地域の実情に応じて提供される支援」で構成。

7. 利用者負担

- ・食料費や光熱水費等は自己負担とする。
- ・障害に伴う必要な支援は原則無償とするが、高額な収入のある者には応能負担を求めめる。

10. 報酬と人材確保

- ・利用者への支援に係る報酬は原則日払い、事業運営に係る報酬は原則月払い、在宅支援に係る報酬は時間割とする。
- ・福祉従事者が誇りと展望を持てるよう適切な賃金を支払える水準の報酬とする。

2. 障害(者)の範囲

- ・障害者総合福祉法が対象とする障害者(障害児を含む)は、障害者基本法に規定する障害者をいう。
- ・心身の機能の障害には、慢性疾患に伴う機能障害を含む。

5. 地域移行

- ・国が社会的入院、入所を解消するために地域移行を促進することを法に明記する。
- ・地域移行プログラムと地域定着支援を法定施策として策定、実施。
- ・ピアサポーターの活用。

8. 相談支援

- ・対象は障害者と、支援の可能性のある者及びその家族。
- ・障害者の抱える問題全体に対応する包括的支援を継続的にコーディネートする。
- ・複合的な相談支援体制の整備。

1. 医療

- ・医療は福祉サービス及び保健サービスとの有機的連携の下で提供される必要がある。
- ・福祉、保健、医療にわたる総合的な相談支援が必要。

3. 選択と決定(支給決定)

- ・障害程度区分に代わる新たな支給決定の仕組み。
- ・サービス利用計画に基づく本人の意向等が尊重される。
- ・協議調整により必要十分な支給量が保障される。
- ・合議機関の設置と不服申立。

6. 地域生活の基盤整備

- ・計画的な推進のため地域基盤整備10か年戦略策定の法定化。
- ・市町村と都道府県は障害福祉計画を、国はその基本方針と整備計画を示す。
- ・地域生活支援協議会の設置。

9. 権利擁護

- ・権利擁護は支援を希望又は利用する障害者の申請から相談、利用、不服申立てのすべてに対応する。
- ・オンズバズパーソン制度の創設。
- ・虐待の防止と早期発見。

II. 障害者総合福祉法の制定と実施への道程

1. 障害者自立支援法の事業体系への移行問題

- ・自立支援法の事業移行期限終了後も一定の要件の下で移行支援策を継続する。

2. 障害者総合福祉法の制定及び実施までに「行わべき課題」

- ・総合福祉法の制定及び実施に当たり地方自治体の意見を踏まえる。
- ・総合福祉法の策定及び実施のための実態調査や試行事業を行う。

3. 障害者総合福祉法の円滑な実施

- ・総合福祉法を補完する、あるいはこれへの移行を支援する基金事業を設けること。

4. 財政のあり方

- ・国は予算措置に必要な基礎データを把握する。
- ・障害関連予算をOECD諸国の平均水準を目標漸進的に拡充する。
- ・財政の地域間格差の是正を図る。
- ・財政設計に当たり一般施策での予算化を追求。
- ・障害者施策の推進は経済効果に波及する。
- ・支援ガイドラインに基づく協議調整による支給決定は財政的にも実現可能である。
- ・長時間介助等の地域生活支援のための財源措置を講じること。

III. 関連する他の法律や分野との関係

2. 障害児

- ・障害児を含むすべての子供の基本的権利を保障する仕組みの創設が必要。
- ・障害を理由に一般児童施策の利用が制限されるべきではない。

3. 労働と雇用

- ・障害者雇用促進法を見直し、雇用の質の確保、必要な支援を認定する仕組みの創設、雇用率や納付金制度見直し等を行う。
- ・労働と福祉の一体的展開。